

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2007-165990

(P2007-165990A)

(43) 公開日 平成19年6月28日(2007.6.28)

(51) Int.CI.

HO4L 12/56

(2006.01)

F 1

HO4L 12/56

400Z

テーマコード(参考)

5K03O

審査請求 未請求 請求項の数 15 O L (全 15 頁)			
(21) 出願番号	特願2005-356190 (P2005-356190)	(71) 出願人	000005108 株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
(22) 出願日	平成17年12月9日 (2005.12.9)	(74) 代理人	110000198 特許業務法人湘洋内外特許事務所
		(72) 発明者	大河内 一弥 神奈川県川崎市麻生区王禅寺1099番地 株式会社日立製作所システム開発研究所 内
		(72) 発明者	森田 豊久 神奈川県川崎市麻生区王禅寺1099番地 株式会社日立製作所システム開発研究所 内

最終頁に続く

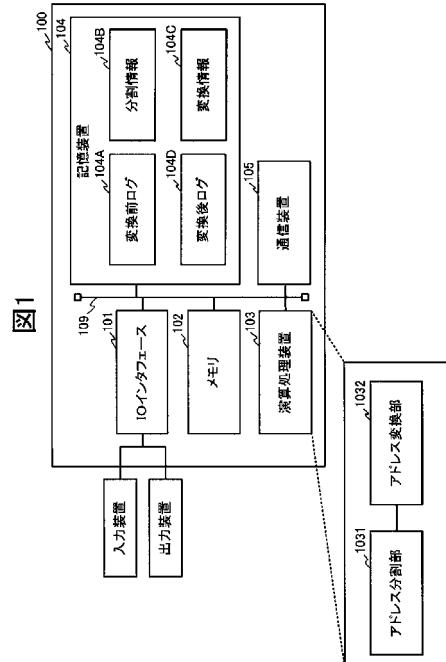
(54) 【発明の名称】 IPアドレス変換方法及び情報処理装置

## (57) 【要約】

【課題】アクセスログデータを第三者に提供する場合におけるセキュリティの向上を図る。

【解決手段】アドレス管理装置100の記憶装置104には、変換対象アドレスのブロック内のデータが取り得る数値とその変換後の数値とを1対1に対応付けた変換情報104Cが格納されている。アドレス変換部103は、変換対象IPアドレス内に定めた各ブロック内のデータが示す数値に対応付けられた変換後数値を変換情報104Cから読み出す。そして、変換対象アドレス内の各ブロック内のデータを、当該読み出した変換後数値に基づき変換する。

【選択図】図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

IP アドレスを、当該 IP アドレスとは異なる値のアドレスに変換する情報処理装置であって、

予め定められたビット数のデータの変域内のデータが示す第 1 の数値に第 2 の数値を 1 対 1 に対応付ける変換情報が格納された記憶手段と、

前記 IP アドレスに定めた、前記ビット数のデータが示す数値のデータを含むブロックごとに、当該ブロック内のデータが示す数値に相当する前記第 1 の数値に対応付けられた前記第 2 の数値を前記変換情報から読み出し、当該ブロック内のデータを、当該読み出した第 2 の数値に基づき変換する演算処理手段と

10

を備えることを特徴とする情報処理装置。

**【請求項 2】**

請求項 1 記載の情報処理装置であって、

前記演算処理手段は、アクセスログデータに含まれる、アクセス元マシンの IP アドレスを、前記変換対象の IP アドレスとして読み出し、前記アクセス元マシンの IP アドレスに代えて前記変換後の IP アドレスを含む前記アクセスログデータを出力する、ことを特徴とする情報処理装置。

**【請求項 3】**

請求項 2 記載の情報処理装置であって、

前記演算処理手段は、

前記アクセスログデータを収集するマシンの IP アドレスのネットワークアドレス部とホストアドレス部との境界に相当する位置を、前記ブロックの境界として設定する、ことを特徴とする情報処理装置。

20

**【請求項 4】**

請求項 1、2 及び 3 のうちのいずれか 1 項に記載の情報処理装置であって、

前記演算処理手段は、

前記各ブロック内のデータを、当該ブロックに関して読み出した前記第 2 の数値と予め定めた関係を有する、前記変域外の第 3 の数値のデータに変換する、ことを特徴とする情報処理装置。

30

**【請求項 5】**

請求項 1、2、3 及び 4 のうちのいずれか 1 項に記載の情報処理装置であって、

前記ブロックの境界位置の指定を受け付ける入力受付手段を備え、

前記演算処理手段は、前記指定された境界位置を境界として、前記 IP アドレスに前記ブロックを設定する、

ことを特徴とする情報処理装置。

**【請求項 6】**

IP アドレスの変換処理を情報処理装置に実行させるプログラムであって、

前記情報処理装置は、

予め定められたビット数のデータの変域内のデータが示す第 1 の数値に第 2 の数値を対応付ける変換情報が格納された記憶手段と、

40

演算処理手段と、

を備え、

当該プログラムは、

前記演算処理手段に、前記 IP アドレスに定めた、前記ビット数のデータが示す数値のデータを含むブロックごとに、当該ブロック内のデータが示す数値に相当する前記第 1 の数値に対応付けられた前記第 2 の数値を前記変換情報から読み出させる第 1 の処理と、

前記演算処理手段に、前記各ブロック内のデータを、当該ブロックについて読み出した第 2 の数値に基づき変換させる第 2 の処理と、

を含むことを特徴とするプログラム。

**【請求項 7】**

50

請求項 6 記載のプログラムであって、

前記演算処理手段に、アクセスログデータに含まれる、アクセス元マシンのIPアドレスを、前記変換対象のIPアドレスとして読み出させる処理と、

前記演算処理手段に、前記アクセス元マシンのIPアドレスに代えて、前記第2の処理による変換後のIPアドレスを含む前記アクセスログデータを出力させる処理と、  
を含むことを特徴とするプログラム。

【請求項 8】

請求項 7 記載のプログラムであって、

前記第1の処理において、前記演算処理手段に、前記アクセスログデータを収集するマシンのIPアドレスのネットワークアドレス部とホストアドレス部との境界に相当する位置を、前記ロックの境界として設定させる、

ことを特徴とするプログラム。

【請求項 9】

請求項 6、7 及び 8 のうちのいずれか1項に記載のプログラムであって、

前記第2の処理において、前記演算処理手段に、前記各ロック内のデータを、当該ロックについて読み出した前記第2の数値と予め定めた関係を有する、前記変域外の第3の数値のデータに変換させる、

ことを特徴とするプログラム。

【請求項 10】

請求項 6、7、8 及び 9 のうちのいずれか1項に記載のプログラムであって、

前記情報処理装置は入力受付手段を備え、

当該プログラムは、

前記ロックの境界位置の指定を前記入力受付手段に受け付けさせる処理を含み、

前記第1の処理において、前記演算処理手段に、前記入力受付手段が指定を受け付けた境界位置に基づき、前記IPアドレスに前記ロックを設定させる、

ことを特徴とするプログラム。

【請求項 11】

IPアドレスの変換処理を情報処理装置に実行させるIPアドレス変換方法であって、  
前記情報処理装置は、

予め定められたビット数のデータの変域内のデータが示す第1の数値に第2の数値を対応付ける変換情報が格納された記憶手段と、

演算処理手段と、

を備え、

当該IPアドレス変換方法は、

前記演算処理手段が、前記IPアドレスに定めた、前記ビット数のデータが示す数値のデータを含むロックごとに、当該ロック内のデータが示す数値に相当する前記第1の数値に対応付けられた前記第2の数値を前記変換情報から読み出す第1の処理と、

前記演算処理手段が、前記各ロック内のデータを、当該ロックについて読み出した第2の数値に基づき変換する第2の処理と、

を含むことを特徴とするIPアドレス変換方法。

【請求項 12】

請求項 11 記載のIPアドレス変換方法であって、

前記演算処理手段が、アクセスログデータに含まれる、アクセス元マシンのIPアドレスを、前記変換対象のIPアドレスとして読み出す処理と、

前記演算処理手段が、前記アクセス元マシンのIPアドレスに代えて、前記第2の処理による変換後のIPアドレスを含む前記アクセスログデータを出力する処理と、

を含むことを特徴とするIPアドレス変換方法。

【請求項 13】

請求項 12 記載のIPアドレス変換方法であって、

前記第1の処理において、前記演算処理手段が、前記アクセスログデータを収集するマ

10

20

30

40

50

シンのIPアドレスのネットワークアドレス部とホストアドレス部との境界に相当する位置を、前記ブロックの境界として設定する、  
ことを特徴とするIPアドレス変換方法。

#### 【請求項14】

請求項11、12及び13のうちのいずれか1項に記載のIPアドレス変換方法であって、

前記第2の処理において、前記演算処理手段が、前記各ブロック内のデータを、当該ブロックに関して読み出した前記第2の数値と予め定めた関係を有する、前記変域外の第3の数値のデータに変換させる、

ことを特徴とするIPアドレス変換方法。

10

#### 【請求項15】

請求項11、12、13及び14のうちのいずれか1項に記載のIPアドレス変換方法であって、

前記情報処理装置は入力受付手段を備え、

当該IPアドレス変換方法は、

前記入力受付手段が前記ブロックの境界位置の指定を受け付ける処理をさらに含み、

前記第1の処理において、前記演算処理手段は、前記入力受付手段が指定を受け付けた境界位置に基づき、前記IPアドレスに前記ブロックを設定する、

ことを特徴とするIPアドレス変換方法。

20

#### 【発明の詳細な説明】

##### 【技術分野】

##### 【0001】

本発明は、ネットワーク上のシステムが収集するアクセスログデータの管理技術に係り、特に、アクセスログデータに含まれるアクセス元マシンのIPアドレスを変換する情報処理に関する。

##### 【背景技術】

##### 【0002】

コンピュータウィルス対策として、ルータ、ファイアウォール等に残されたアクセスログデータの分析が行われている。例えば、非特許文献1には、ネットワーク上のファイアウォールからアクセスログデータを収集する分散型侵入検知システムが記載されている。さらに、非特許文献1には、この分散型侵入検知システムが収集したアクセスログデータの解析により得られた情報が公開されている。例えば、攻撃者のトップ10のIPアドレス及びホスト名のリストが公表されている。

30

##### 【0003】

【非特許文献1】 "Distributed Intrusion Detection System"、[online]、インターネット<URL:<http://www.dShield.org/>>

##### 【発明の開示】

##### 【発明が解決しようとする課題】

##### 【0004】

一般に、アクセスログデータ収集マシンへのアクセスは、それと同じサブネットワーク内のマシンからのものが多い。このため、アクセスログデータが大量に収集されると、アクセスログデータ収集マシンが存在するサブネットワークが、それらのアクセスログデータから推測される可能性がある。このような情報は、セキュリティ向上の観点から秘匿されることが好ましい。例えば、コンピュータウィルス、ワームは、感染マシンとネットワーク的に近いマシンにさらに感染する可能性があるため、サブネットワークが第三者に推測されることは好ましくない。

40

##### 【0005】

そこで、本発明は、アクセスログデータを第三者に提供する場合におけるセキュリティの向上を図ることを目的とする。

##### 【課題を解決するための手段】

50

**【 0 0 0 6 】**

本発明の一態様によれば、

IP アドレスを、当該 IP アドレスとは異なる値のアドレスに変換する情報処理装置であって、

予め定められたビット数のデータの変域内のデータが示す第 1 の数値に第 2 の数値を 1 対 1 に対応付ける変換情報が格納された記憶手段と、

前記 IP アドレスに定めた、前記ビット数のデータが示す数値のデータを含むブロックごとに、当該ブロック内のデータが示す数値に相当する前記第 1 の数値に対応付けられた前記第 2 の数値を前記変換情報から読み出し、当該ブロック内のデータを、当該読み出した第 2 の数値に基づき変換する演算処理手段と

10

を備えることを特徴とする情報処理装置を提供する。

**【 発明の効果 】****【 0 0 0 7 】**

本発明によれば、アクセスログデータを第三者に提供する場合におけるセキュリティの向上を図ることができる。

**【 発明を実施するための最良の形態 】****【 0 0 0 8 】**

以下、添付の図面を参照しながら、本発明に係る実施形態について説明する。

**【 0 0 0 9 】**

まず、本実施の形態に係る情報処理装置（以下、アドレス管理装置）の構成について説明する。

20

**【 0 0 1 0 】**

図 1 に示すように、本実施の形態に係るアドレス管理装置 100 は、入力装置及び出力装置が接続される入出力インターフェース 101、メモリ 102、各種プログラム等が格納された記憶装置 104、記憶装置 104 からメモリ 102 上にロードしたプログラムを実行する演算処理装置 103、記憶媒体からのデータ読み出し等を制御するドライブ（不図示）、ネットワークを介した通信を制御する通信装置 105、これらを相互に接続するバス 109、等を有している。

**【 0 0 1 1 】**

記憶装置 104 には、後述のアドレス管理処理が定義されたアドレス管理プログラム（不図示）が格納されている。このアドレス管理プログラムは、例えば、ドライブを介して記憶媒体から記憶装置 104 にインストールされてもよいし、ネットワークを介して記憶装置 104 にインストールされてもよい。

30

**【 0 0 1 2 】**

また、記憶装置 104 には、アドレス管理プログラムの他、アドレス管理プログラムにより参照等される以下の情報 104A～104D が格納される。

**【 0 0 1 3 】**

アクセスログファイル（変換前ログファイル）104A には、図 3 に示すように、アクセスログ収集マシン（ルータ、ファイアウォール、侵入検知システム（IDS）、ゲートウェイ、サーバ等）により収集されたアクセスログデータ 104a が記述されている。各アクセスログデータには、アクセス元マシンの IP アドレス 104a1、アクセス時刻 104a2、使用プロトコル 104a3、アクセスを受け付けたポートの番号 104a4、等が含まれる。なお、各アクセスログデータ内の IP アドレスが、後述のアドレス管理処理における変換対象アドレスとなる。

40

**【 0 0 1 4 】**

分割情報 104B には、図 5 に示すように、変換対象アドレスに含まれるブロック数 104b1、変換対象アドレスのブロック間の境界位置を表す分割位置情報 104b2 が含まれている。ここでは、分割位置情報 104b2 として、先頭ビットからの各境界位置までのオフセット値（10 進数表記にした変換対象アドレスの先頭ビットから各ブロックの末尾ビットまでのビット数）が格納される。なお、図 5 には、一例として、10 進数表記

50

とした変換対象アドレスが3箇所の境界位置(8ビット目、16ビット目、32ビット目)で8ビットの4ブロックに分割される場合の分割情報を示してある。

#### 【0015】

変換情報104Cには、図6に示すように、変換対象アドレスのブロック内のデータを取り得る数値(変換前ブロック値)とその変換後の数値(変換後ブロック値)との対応情報104c1~104cnが格納されている。すなわち、変換情報104Cは、変換前ブロック値に変換後ブロック値を一対一に対応付けたテーブルになっている。この変換情報104Cにしたがって変換対象アドレス内の各ブロックのデータを変換すれば、変換対象アドレスは、元のブロックとは異なる値を示すブロックで構成されるアドレスに変換される。

10

#### 【0016】

なお、ここでは、変換対象アドレスのすべてのブロックの変換に用いられる共通の変換情報104Cを示したが、変換対象アドレスのブロックごとに、異なる変換情報が準備されてもよい。

#### 【0017】

公開用のアクセスログファイル(変換後ログファイル)104Dには、図7に示すように、変換前ログファイル104Aの各アクセスログデータ104aから得られた公開用ログデータ104dが格納される。各公開用ログデータ104dには、対応するアクセスログデータ内の変換対象アドレスの各ブロックの変換により得られた公開用アドレス104d1、対応アクセスログデータ内のデータ(アクセス時刻104a2、使用プロトコル104a3、ポート番号104a4)と同じデータ104d2~104d4が含まれている。なお、これら公開用ログデータは、後述のアドレス管理処理により生成される。

20

#### 【0018】

そして、演算処理装置103は、アドレス管理プログラムの実行により、以下の機能構成部を実現する。すなわち、分割情報104Bを生成するアドレス分割部1031、分割情報104B及び変換情報104Cにしたがって変換対象アドレス内の各ブロックをそれぞれ変換するアドレス変換部1032、を実現する。

20

#### 【0019】

これらの機能構成部の機能により公開用ログデータ生成処理が実現する。つぎに、図2により、この公開用ログデータ生成処理について説明する。ここでは、32ビットのIPv4アドレスを含むアクセスログデータ104aが記述された変換前ログファイル104Aが、以下の処理の開始前に記憶装置104に読み込まれることとする。

30

#### 【0020】

ユーザが入力装置から所定のコマンドを入力すると、アドレス分割部1031は、このコマンドに応じて、記憶装置104内の分割情報104Bを参照し、この分割情報104Bに基づき分割情報設定画面を生成して、それを出力装置に表示する。

40

#### 【0021】

この分割情報設定画面には、変換対象アドレスのビット列に対応するボックス列と、設定完了指示を受け付けるOKボタンと、が配置されている。ここでは、変換対象アドレスが32ビットのIPv4アドレスであるため、分割情報設定画面401上には、図4に示すように、32個のボックスの列402及びOKボタン404が表示される。なお、本実施の形態においては、32ビットのIPv4アドレスを変換対象アドレスとしているが、128ビットのIPv6アドレスを変換対象アドレスとする場合には、上分割情報設定画面上のボックス数を128個とすればよい。

#### 【0022】

ここで、ユーザが、入力装置を用いて、隣り合うボックスの間をマウスカーソル405で指示すると、この指示位置に、ブロック間の境界位置を示すスライダー403が配置される。これにより、ユーザは、変換対象アドレスにブロック間の境界位置を設定することができる。

#### 【0023】

50

その後、ユーザがOKボタン404を指示すると、アドレス分割部1031は、分割情報設定画面上の設定内容に基づき分割情報104Bを生成し、この分割情報104Bを記憶装置104に保存する(S201)。ここで生成される分割位置情報104Bには、分割情報設定画面上のスライダー403の数よりも1大きい数値がブロック数情報104b1として、ボックス列402の先頭ボックスから各スライダー403までのボックス数が分割位置情報104b2として格納されている。

#### 【0024】

その後、ユーザは、入力装置を用いて、ブロック値と変換後のブロック値とを1対1に対応付けたテーブルを作成し、これを変換情報104Cとして記憶装置104に格納する(S202)。なお、ここでは、ユーザが変換情報を入力しているが、アドレス管理装置100が変換情報を自動的に生成されるようにしてもよい。例えば、アドレス変換部1032が、分割位置情報104b2から求まるサイズのブロックがとり得る各値(変更前ブロック値)に対して、時刻等をシードに発生させた乱数(変更後ブロック値)を1対1に対応付けることによって変換情報を自動生成するようにしてもよい。このようにすれば、外部からの変換情報の入力を不要とすることができます。また、外部からの変換情報の入力を要しないため、変換情報の秘匿性をより向上させることができます。

#### 【0025】

このようにして分割情報104B及び変換情報104Cが準備されたら、アドレス分割部1031は、その旨をアドレス変換部1032に通知する。これにより、以下の処理(S203～S209)が開始される。

#### 【0026】

アドレス変換部1032は、記憶装置104の変換対象ログファイル104Aを参照し、変換前ログファイル104A内のすべてのアクセスログデータの変換が終了したか否かチェックする(S203)。

#### 【0027】

このとき、変換前ログファイル104A内のすべてのアクセスログデータの変換が終了していれば、アドレス変換部1032は、記憶装置104から変換後ログファイル104D内のすべての公開用ログデータを読み出し、それらを、例えば通信装置105から外部システムに出力する(S207)。

#### 【0028】

一方、変換前ログファイル104A内に未変換のアクセスログデータが残っていれば、アドレス変換部1032は、1レコードの未変換のアクセスログデータを、変換対象ログデータとして変換対象ログファイル104Aから読み込み、この変換対象ログデータ内のIPアドレス104a1を変換対象アドレスとして読み出す(S204)。

#### 【0029】

その後、アドレス変換部1032は、記憶装置104内の分割情報104B及び変換情報104Cに基づき変換対象アドレスを公開用アドレスに変換し、変換対象ログデータに対応する公開用ログデータを生成する(S205)。具体的には、以下の通りである。

#### 【0030】

アドレス変換部1032は、記憶装置104から変換情報104Cを読み出して、各対応情報内の変換前ブロック値及び変換後ブロック値と、変換対象アドレスと、を2進数表記に変換する。

#### 【0031】

その後、アドレス変換部1032は、記憶装置104から分割情報104Bを読み出し、この分割情報104B内の分割位置情報104b2が示す位置を境界として複数のブロックを2進数表記の変換対象アドレスから切り出す。例えば、分割情報104Bの分割位置情報104b2が8ビットおきの3箇所の境界位置(8ビット目、16ビット目、32ビット目)を示している場合には、アドレス先頭から8ビット目までの第1ブロック、9ビット目から16ビット目までの第2ブロック、17ビット目から32ビット目までの第3ブロック、33ビット目からアドレス末尾までの第4ブロックが抽出される。また、分

10

20

30

40

50

割情報 104B の分割位置情報 104b2 が 1箇所の境界位置（16ビット目）だけを示している場合には、アドレス先頭から 16ビット目までの第 1 ブロック、16ビット目からアドレス末尾までの第 4 ブロックが抽出される。

#### 【0032】

アドレス変換部 1032 は、このとき抽出した各ブロックのブロック値に合致する 2進表記の変換前ブロック値を変換情報 104C で検索し、この検索により得られた変換前ブロック値に対応付けられた 2進表記の変換後ブロック値を読み出す。さらに、アドレス変換部 1032 は、それらの 2進数表記の変換後ブロック値を、変換対象アドレス内におけるブロックの順番にしたがって連結する。これにより、2進数表記の公開用アドレスが生成される。

#### 【0033】

例えば、2進数表記の変換対象アドレスから 16ビットの 2ブロックが抽出された場合、まず、上位 16ビットの第 1 ブロック及び下位 16ビットの第 2 ブロックの各ブロック値が、二進数表記の変換情報（0～65535 の各値に対応する 2進数表記の変換前ブロック値に 2進数表記の変換後ブロック値を 1対 1 に対応付けるテーブル）にしたがってそれぞれ変換される。これらの 2進数表記の変換後ブロック値が連結され、その結果、2進数表記の公開用アドレスが得られる。

#### 【0034】

その後、アドレス変換部 1032 は、2進数表記の公開用アドレスを、アドレス先頭から 8ビットずつ 10進数表記に変換し、それらの間をピリオドで区切る。本実施の形態においては、このようにして得られた 10進数表記のアドレスを公開用アドレスとして用いるが、この 10進数表記のアドレス内の 4つの数字（ピリオドで間を仕切られた 4つの数字）を、所定の演算によって、通常の IP アドレス内の数字がとり得ない数値範囲の数字に変換したものを公開用アドレスとして用いてもよい。一般に、10進数表記の IP アドレスは、0 から 255 の数値範囲の 4つの数字で構成される。したがって、例えば、上述のようにして得られた 10進数表記のアドレス内の 4つの数字にそれぞれに 256 を加算したものを公開用アドレスとして用いてもよい。このようにすることによって、公開用アドレスは、IP アドレスを構成する数字としてはあり得ない 4つの数字で構成される。このため、公開用アドレスと実際の IP アドレスとを容易に識別することができるため、公開用アドレスと実際の IP アドレスとの混同が防止される。また、公開用アドレスを扱うユーザは、一見して、その公開用アドレスが真の IP アドレスでないことを識別することができるため、安心感を得ることができる。

#### 【0035】

さて、公開用アドレスが得られると、アドレス変換部 1032 は、S204 で読み出したアクセスログデータから IP アドレス 104a1 以外のデータ 104a2～104a4 を取り出し、これらのデータと 10進数表記の公開用アドレスとを含む公開用ログデータを生成する。

#### 【0036】

そして、アドレス変換部 1032 は、このようなアドレス変換処理（S205）により生成した公開用ログデータを、記憶装置 104 上の変換後ログファイル 104D に追加レコード 104d として記述する（S206）。その後、アドレス変換部 1032 は、S203 に処理を戻す。

#### 【0037】

以上の公開用ログデータ生成処理によれば、アクセス元マシンの IP アドレスが、元の値とは異なる値に変換されてから、公開用ログデータに格納されるため、公開用ログデータが第三者に公開されても、第三者による、アクセス元マシンの実際の IP アドレスの特定を防止することができる。このため、アクセスログデータ収集マシンが存在するサブネットワークに関する情報の漏洩を防止することができる。すなわち、ログデータを第三者に提供する場合におけるセキュリティの向上を図ることができる。

#### 【0038】

10

20

30

40

50

また、ログデータの提供を受けた第三者によるアクセス元マシンの特定を防止することができるため、例えば、どのユーザがどのようなサイトにアクセスしたかといった個人情報を秘匿することができる。すなわち、アクセス元マシンのユーザのプライバシー保護を強化することができる。

#### 【0039】

したがって、第三者へのログデータの公開による不利益が少なくなるため、ログデータの提供を必要とする、第三者の提供する有用なサービスの利用を促進することができる。つぎに、そのようなサービスについて説明する。ここでは、アドレス管理装置100のユーザに提供されるログデータ分析サービスを例に挙げる。

#### 【0040】

図8に示すように、アドレス管理装置100と、アドレス管理装置100の出力する公開用ログデータの入力先となる分析装置800とが、ネットワーク810を介して接続されている。

#### 【0041】

分析装置800は、入力装置及び出力装置が接続された入出力インターフェース801、ネットワーク810を介した通信を制御する通信装置805、プログラムがインストールされた記憶装置802、メモリ804、記憶装置802からメモリ804にロードした分析プログラムを実行する演算処理装置803、これらを接続するバス等、を有している。

#### 【0042】

そして、演算処理装置803は、分析プログラムの実行によって、ログデータ分析処理を実行する分析部8031を実現する。この分析部8031の機能により、図9に示すフローチャートにしたがって、アドレス管理装置のユーザにログデータ分析サービスが提供される。

#### 【0043】

S208でアドレス管理装置100が出力した公開用ログデータを通信装置805が受け付けると、分析部8031は、その公開用ログデータを記憶装置802に保存する(S901)。

#### 【0044】

その後、分析部8031は、記憶装置802上の公開用ログデータに基づき通常の分析処理(集計、統計等)を実行する(S902)。これにより、例えば、公開用ログデータのなかから、不正アクセス等の可能性を示す公開用ログデータを抽出する。

#### 【0045】

さらに、分析部8031は、抽出した公開用ログデータから公開用アドレス104d1を読み出し、その公開用アドレスを含む報告メッセージを、通信装置805を介して、アドレス管理装置100に返信する(S903)。このとき、さらに、分析部8031が、分析の結果得られた情報のうち、IPアドレスを秘匿しても開示可能な情報(例えば、アクセスの多い時間帯、アクセスの多いポート番号等)を公開するようにしてもよい。

#### 【0046】

アドレス管理装置100においては、分析装置800からの報告メッセージを通信装置105が受け付けると、アドレス変換部1032が、その報告メッセージから公開用アドレスを取り出し、分割情報104D及び2進数表記の変換情報104Cに基づき、この公開用アドレスから、アクセス元マシンの実際のIPアドレスを復元する(S904)。具体的には、以下のアドレス逆変換処理を実行する。

#### 【0047】

アドレス変換部1032は、公開用アドレスを2進数表記に変換し、その2進数表記の公開用アドレスから、分割情報104Dの分割位置情報104d2に基づきブロックを抽出する。その後、アドレス変換部1032は、各ブロックの値に合致する変換後ブロック値を2進数表記の変換情報104Cで検索し、その結果得られた変換後ブロック値に対応付けられた変換前ブロック値を変換情報104Cから取り出す。さらに、アドレス変換部1032は、これにより得られた変換前ブロック値を、変換後アドレス内におけるブロッ

クの順番にしたがって連結する。これにより、アクセス元マシンの2進数表記のIPアドレスが得られる。その後、この2進数表記のIPアドレスを、アドレス先頭から8ビットずつ、10進数表記に変換する。これにより、アドレス管理装置100では、不正なアクセスを行なった可能性のあるマシンのIPアドレスを特定することができる。

#### 【0048】

このように、アクセス元マシンの真のIPアドレスを秘匿したまま、ログデータの分析(不正アクセスの疑いがあるマシンの特定等)を外部システムに依頼することができる。変換後アドレスからアクセス元マシンの実際のIPアドレスを外部システム側で特定することは困難であるため、たとえ大量のログデータが外部システムに提供されたとしても、アクセスログデータ収集マシンが存在するサブネットワークに関する情報を外部システム側で推測することは困難である。また、変換後アドレスからではアクセス元マシンの特定は困難であるから、アクセス元マシンのユーザに関する情報が外部システム側に漏洩することを防止することができる。10

#### 【0049】

したがって、セキュリティの維持及びアクセス元マシンのユーザのプライバシー保護を図りつつ、分析委託サービス等の外部サービスを利用することが可能となる。

#### 【0050】

図8には、1台の分析装置800に公開用ログデータを提供するアドレス管理装置が1台だけの場合を示したが、もちろん、ネットワーク810上には、図10に示すように、1台の分析装置800に公開用ログデータを提供するアドレス管理装置100が複数存在していてもよい。この場合、分析装置800は、いずれかのアドレス管理装置から公開用ログデータを受け付けると、上述の処理(図9のS902～S903)を実行し、得られた報告メッセージを公開用ログデータ送信元に返信すればよい。これにより、複数のアドレス管理装置100が1台の分析装置800を共用することができる。20

#### 【0051】

以上においては、変換対象アドレス内のすべての境界位置をユーザが設定しているが、一部またはすべての境界位置が自動的に設定されるようにしてもよい。例えば、アドレス管理装置100が、アクセスログデータ収集マシンのオペレーティングシステムからサブネットマスクを取得し、このサブネットマスクから求まる、IPアドレスのネットワークアドレス部(上位ビット)とホストアドレス部(下位ビット)との境界位置をロック間境界位置として設定するようにしてもよい。また、ネットワークアドレス部とホストID部との境界位置の他、さらに、ユーザから指定された位置もロック間境界位置として設定されるようにしてもよい。30

#### 【0052】

このようにすれば、アクセスログデータ収集マシンと同じサブネットに属しているすべてのマシンのIPアドレスは、変換後も、ネットワークアドレス部に相当する上位ビットのデータの値が互いに共通する。すなわち、アクセスログデータ収集マシンと同一サブネット上のマシンであれば、そのIPアドレスは、アクセスログデータ収集マシンと近い位置にあることを示すアドレスに変換される。

#### 【0053】

このため、変換後の公開用アドレスは、アクセスログデータ収集マシンと同じサブネット内のマシン(すなわち、アクセスログデータ収集マシンに近いマシン)のものなのか、外部ネットワークのマシンのもののかを識別可能である。したがって、例えば、ウィルス、ワーム等の感染データが発見された場合、それが、インターネット内のウィルスまたはワームの感染データなのか、外部ネットワークのマシンからの感染データなのかを変換後の公開用アドレスから識別することができる。40

#### 【0054】

また、以上においては、公開用ログデータ生成処理の開始前に変換前ログファイル104Aが読み込まれ、この変換前ログファイル104Aに記述されたすべてのログデータ104aから公開用ログデータ104dが生成されているが、アクセスイベントが発生する50

ごとに、新たなアクセスログデータからリアルタイムに公開用ログデータが生成されるようにもよい。すなわち、必ずしも、オフラインで大量のアクセスログデータのIPアドレスを一度に公開用アドレスに変換する必要はなく、アクセスログデータ収集マシンが新たなアクセスログデータを生成するごとに、アドレス管理装置100が、その新たなアクセスログデータのIPアドレスをリアルタイムに公開用アドレスに変換するようにしてもよい。

#### 【0055】

このようにするには、前述の場合(図2参照)と異なり、ネットワーク上のアクセスログデータ収集マシンからのアクセスログレコードを通信装置105が受け付けると、アドレス変換部1032が、このアクセスログデータを変換対象ログデータとして上述のアドレス変換処理(S205と同様な処理)を実行し、その結果得られた公開用ログデータを、通信装置105から外部システム宛に出力するようすればよい。10

#### 【0056】

これにより、外部システムは、アクセスログデータ収集マシンでアクセスイベントが発生するごとに、公開用ログデータをリアルタイムに受け付けることができる。したがって、後段の外部システムは、アクセスログデータ収集マシンでアクセスが発生すると直ちに、このアクセスに関係するアクション(例えばログデータの統計等の解析処理)をとることが可能となる。

#### 【0057】

ところで、以上においては、アドレス管理装置100は変換情報104Cを外部に提供しないが、アドレス管理装置100が、ログデータの提供先に変換情報104Cを提供するようにしてもよい。例えば、ログデータの提供先が分析装置である場合を例に挙げて説明する。20

#### 【0058】

図11に示すように、この場合における分析装置1100は、前述の分析装置800と同様なハードウェア構成を有している。ただし、分析プログラムの実行によって演算処理装置が実現する機能構成が、前述の分析装置800とは異なっている。すなわち、この場合の分析装置1100においては、分析プログラムの実行によって、分析部1101に加えて、アドレス変換部1102を実現する。

#### 【0059】

このような機能構成により実現される分析処理のフローチャートを図12に示す。ここでは、分析装置に公開用ログデータ等を提供するアドレス管理装置が複数存在する場合を例に挙げる。30

#### 【0060】

この場合には、各アドレス管理装置100が、S207において、公開用ログデータに加えて2進数表記の変換情報104Cも分析装置1100宛てに出力する。分析装置1100においては、いずれかのアドレス管理装置からの公開用ログデータ及び変換情報104Cを通信装置が受け付けると、分析部1101が、それらの公開用ログデータ及び変換情報104Cを記憶装置に保存する(S1201)。ここで、公開用ログデータ及び変更情報は、いずれのアドレス管理装置からのデータであるかを識別可能なファイル名のファイルに格納される。40

#### 【0061】

分析部1101は、すべてのアドレス管理装置からの公開用ログデータ等の受付が終了したか否かを判断する(S1202)。その結果、いずれかのアドレス管理装置から公開用ログデータ等を受け付けていなければ、分析部1101は、そのアドレス管理装置からの公開用ログデータ等の入力を待機する(S1201)。

#### 【0062】

一方、すべてのアドレス管理装置から公開ログデータ等を受け付けていれば、アドレス変換部1102は、アドレス管理装置ごとに、公開用ログデータ内の公開用アドレス及び変換情報を記憶装置から読み出し、前述のアドレス逆変換処理(図9のS904)と同様

10

20

30

40

50

の処理によって、その変換情報に基づき、その公開用アドレスを真のIPアドレスに変換する(S1203)。そして、アドレス変換部1102は、記憶装置上の公開用ログデータ内の公開用アドレスを実際のIPアドレスで上書きする。

#### 【0063】

その後、分析部1101は、すべてのアドレス管理装置の公開用ログデータをすべてマージしてから、通常の分析処理を実行する(S1204)。これにより、複数のサイトの公開用ログデータのなかから、不正アクセス等を示す可能性のある公開用ログデータを抽出し、アクセス元マシンを実際のIPアドレスによって特定することができる。

#### 【0064】

分析の結果、不正なアクセス元マシンのIPアドレスが判明すれば、アドレス変換部1102が、そのIPアドレスを含む公開用ログデータに対応付けられたすべての変換情報を記憶装置から読み出し、各変換情報を用いて、上述のアドレス変換処理(図2のS205)と同様な処理を実行する。これにより、不正なアクセス元マシンのIPアドレスを、対応する公開用ログデータの各送信元(アドレス管理装置)の公開用アドレスに変換する(S1205)。そして、分析部1101は、このとき得られた公開用アドレスを含む報告メッセージを、対応する公開用ログデータの送信元に、通信装置を介して返信する(S1206)。

#### 【0065】

このような分析処理によれば、複数のサイトで収集された大量のログデータに基づいて不審なアクセス元マシンを特定することができる。このため、各アドレス管理装置側では、自サイトのログデータだけなく、他のサイトのログデータも対象とした総合的な分析により不審と判断されたアクセス元マシン、すなわち、より信頼性の高い判断によって不審とされたアクセス元マシンを認識することができる。

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0066】

【図1】本発明の実施形態に係る情報処理装置の概略ハードウェア構成図である。

【図2】本発明の実施の形態に係る公開用ログデータ生成処理のフローチャートである。

【図3】図1の変換前ログファイル内のデータ記述例を示した図である。

【図4】本発明の実施の形態に係る分割情報設定画面内のレイアウト例を示した図である。

【図5】図1の分割情報に含まれるデータを説明するための図である

【図6】図1の変換情報のデータ構造を概念的に示した図である。

【図7】図1の変換後ログファイル内のデータ記述例を示した図である。

【図8】本発明の実施の形態に係るアドレス管理装置と、その出力を受け付ける分析装置とを含むネットワークシステム構成図である。

【図9】図8のシステムにおいて、本実施の形態に係るアドレス管理装置のユーザに提供されるログデータ解析サービスのフローチャートである。

【図10】本発明の実施の形態に係る、複数のアドレス管理装置と、その出力を受け付ける分析装置とを含むネットワークシステム構成図である。

【図11】本発明の実施の形態に係る他の分析装置の構成を示した図である。

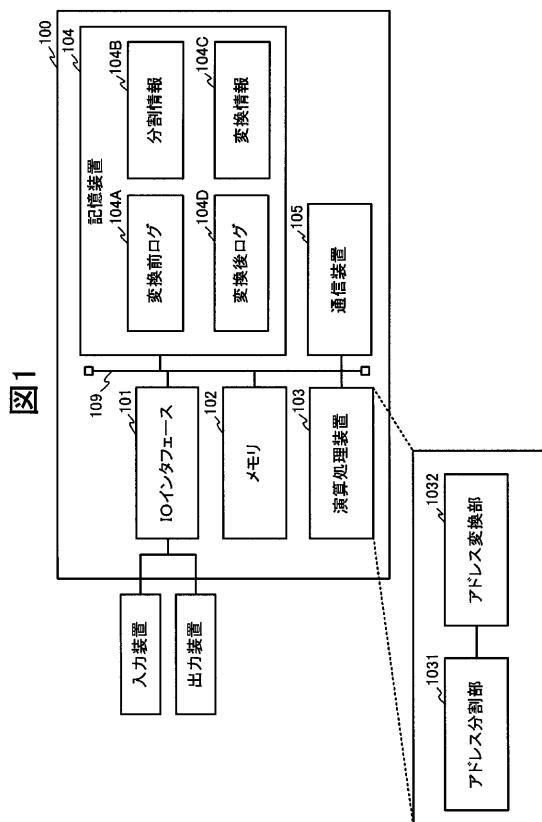
【図12】図11のシステムにおいて、本実施の形態に係るアドレス管理装置のユーザに提供されるログデータ解析サービスのフローチャートである。

#### 【符号の説明】

#### 【0067】

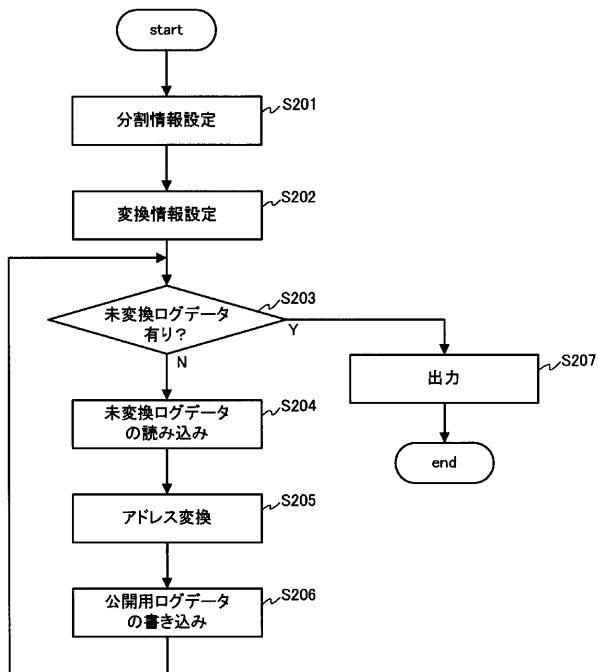
100...アドレス管理装置、1031...アドレス分割部、1032...アレス変換部、800,1100...分析装置、8031,1101...分析部、1102...アドレス変換部

【図1】



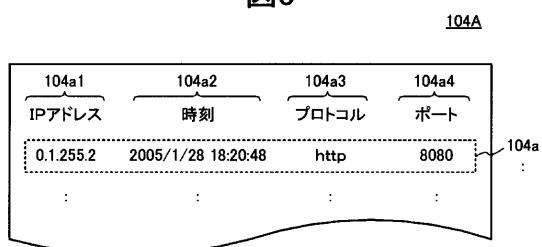
【図2】

図2



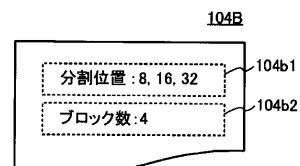
【図3】

図3



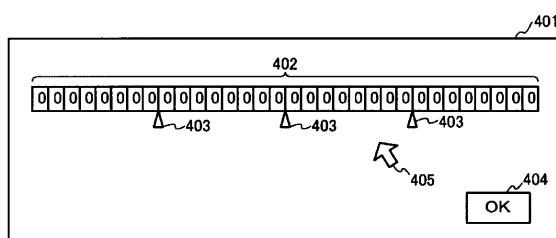
【図5】

図5



【図4】

図4



【図6】

図6

変換前ブロック値	変換後ブロック値	
0	4	104c1
1	8	104c2
2	9	104c3
255	110	104cn

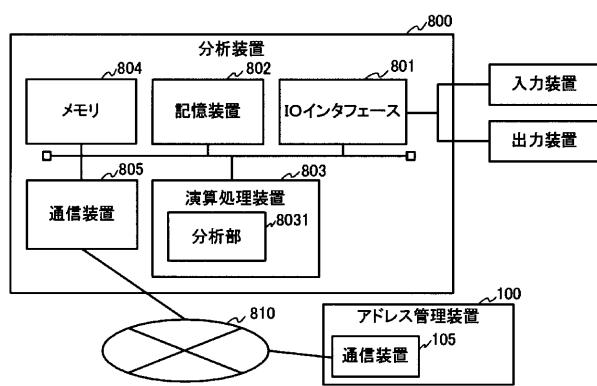
【図7】

図7



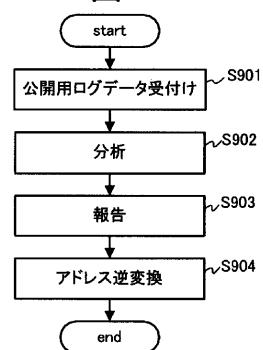
【図8】

図8



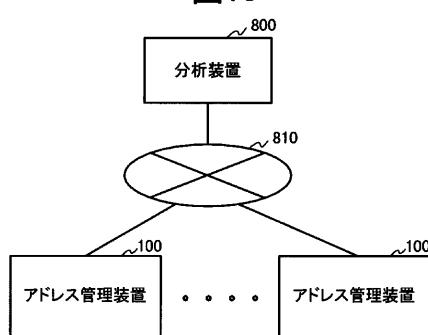
【図9】

図9



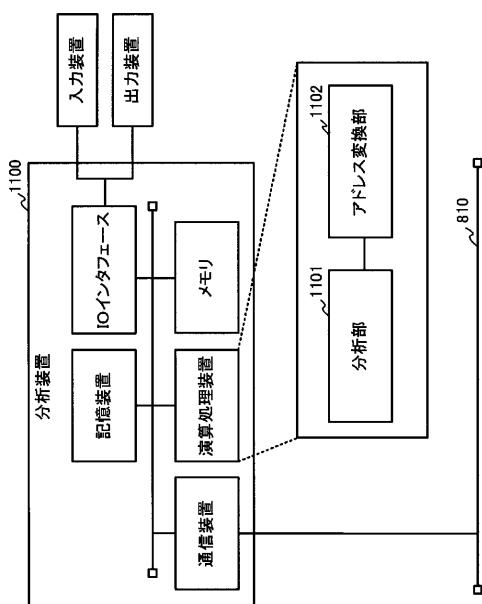
【図10】

図10



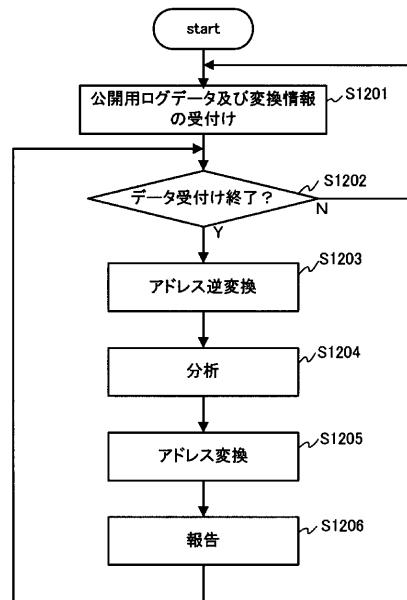
【図11】

図11



【図12】

図12



---

フロントページの続き

(72)発明者 仲小路 博史

神奈川県川崎市麻生区王禅寺1099番地 株式会社日立製作所システム開発研究所内

F ターム(参考) 5K030 GA15 HA08 HB06 HD03 JA10 KA02 LC13 MA01 MC08